

## 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習(ライフル銃)の実施予定について(令和8年5月中)

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり実施致します。

- 1 実施場所  
沖縄県那覇市字銘苅227-1 沖縄ライフル射撃場
- 2 銃種  
ライフル銃
- 3 実施日時、場所及び受講定員

講習実施場所	使用銃種・使用実包	講習実施日時	受講定員
沖縄ライフル射撃場	ライフル銃 (30口径・22口径)	令和8年5月7日(木曜日) 午後1時 ※申込期限 令和8年4月30日 午後4時まで	1人
		令和8年5月22日(金曜日) 午後1時 ※申込期限 令和8年5月15日 午後4時まで	1人

- 4 備考  
申込みについては、県内各警察署の生活安全担当課又は警察本部生活安全企画課までお問合せください。  
なお、申込み時間については、土日、休日を除く午前8時30分から午後4時までとなっています。